

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

栃木市長

## 公表日

令和6年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>【事務全体の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。</li> <li>・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。</li> <li>・健診のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。</li> </ul> <p>【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①保健指導</li> <li>②新生児の訪問指導</li> <li>③健康診査の実施及び勧奨</li> <li>④妊娠届の受理及び審査</li> <li>⑤母子健康手帳の交付</li> <li>⑥妊産婦の訪問指導</li> <li>⑦低体重児の届出及びその審査</li> <li>⑧未熟児の訪問指導の実施</li> <li>⑨養育医療の給付</li> <li>⑩養育医療の給付に係る費用の支給及び費用の徴収</li> <li>⑪母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務</li> <li>⑫栃木市出産・子育て応援ギフト事業</li> </ol> <p>※④はサービス検索・電子申請機能での受領を含む。          情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健事業ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)                      (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の49の項</li> </ul> <p>■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令                      (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第40条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">                         &lt;選択肢&gt;                          1) 実施する                          2) 実施しない                          3) 未定                     </div>
	<p>【別表第2における情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」「母子保健法による健康診査に関する情報」「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項)</li> </ul>

<p>②法令上の根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第2(26・56の2・69の2・87の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条・第30条・第38条の3・第44条</li> <li>【別表第2における情報照会】</li> <li>・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務」「母子保健法による費用の徴収に関する事務」が含まれる項)</li> <li>・別表第2(69の2・70の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3・第39条</li> </ul>
<p><b>5. 評価実施機関における担当部署</b></p>	
<p>①部署</p>	<p>こども家庭センター</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>こども家庭センター長</p>

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	栃木市役所 子ども未来部 子ども家庭センター 住所: 栃木市今泉町2丁目1-40 電話0282-25-3505
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	栃木市役所 子ども未来部 子ども家庭センター 住所: 栃木市今泉町2丁目1-40 電話0282-25-3505

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
<b>2. 取扱者数</b>		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
<b>3. 重大事故</b>		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

<b>しきい値判断結果</b>
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長 福原誠	健康増進課長	事後	
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月31日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年3月31日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	②マイナポータルのお知らせ機能での通知	マイナポータルのお知らせ機能での通知を削除 ※実施予定で記載していたが、未定のため削除	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	-	項目の追加による記載	事後	
令和2年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告書資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・母子保健法による健康診査、妊娠の届出(サービス検索・電子申請機能による届出を含む)、母子健康手帳の交付に関する事務	【事務全体の概要】 母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。  【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施及び勧奨 ④妊娠届の受理及び審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出及びその審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付 ⑩養育医療の給付に係る費用の支給及び費用の徴収 ⑪母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務 ※④はサービス検索・電子申請機能での受領を含む。	事後	
令和2年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能	事後	
令和2年3月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	健診対象者ファイル 宛名情報ファイル	母子保健事業ファイル 宛名情報ファイル	事後	
令和2年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の49の項並びに内閣府総務省令第40条	■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の49の項 ■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第40条第1～11号	事後	法律上の根拠は変更ないが、文章を変更した。
令和2年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の70の項並びに内閣府総務省令第39条 (情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の26の項並びに内閣府総務省令第19条第1号ヨ 番号法第19条7号、別表第二の56の2の項並びに内閣府総務省令第30条第8号 番号法第19条7号、別表第二の87の項並びに内閣府総務省令第44条第1号ヨ	【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」「母子保健法による健康診査に関する情報」「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項) ・別表第2(26・56の2・69の2・87の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条・第30条・第44条 【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務」「母子保健法による費用の徴収に関する事務」が含まれる項) ・別表第2(69の2・70の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条	事後	法律上の根拠は変更ないが、文章を変更した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	提供・移転なし	2)十分である	事後	
令和2年3月31日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 目的外の入手行われるリスクへの対策は十分か	接続しない(入手) 接続しない(提供)	2)十分である	事後	
令和2年3月31日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 目的外の入手行われるリスクへの対策は十分か	接続しない(入手) 接続しない(提供)	2)十分である	事後	
令和2年3月31日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	接続しない(入手) 接続しない(提供)	2)十分である	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正の施行に伴う変更
令和4年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	第40条第1～11号	第40条	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条・第30条・第44条	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条・第30条・第38条の3・第44条	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3・第39条	事前	
令和4年12月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【事務全体の概要】 母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。  【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施及び勧奨 ④妊娠届の受理及び審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出及びその審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付 ⑩養育医療の給付に係る費用の支給及び費用の徴収 ⑪母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務 ⑫栃木市出産・子育て応援ギフト事業 ※④はサービス検索・電子申請機能での受領を含む。	【事務全体の概要】 母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・健診のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施及び勧奨 ④妊娠届の受理及び審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出及びその審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付 ⑩養育医療の給付に係る費用の支給及び費用の徴収 ⑪母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務 ⑫栃木市出産・子育て応援ギフト事業 ※④はサービス検索・電子申請機能での受領を含む。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。	事前	
令和5年3月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和5年3月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和6年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康増進課	こども家庭センター	事前	
令和6年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長	こども家庭センター長	事前	





